

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具) 記入の手引き

コルセット、弾性着衣、治療用眼鏡等を作成・購入し、費用の払い戻しを受ける場合にご使用ください。

申請書は2ページです。漏れなく正確にご記入ください。

1/2ページ

2/2ページ

申請書は、家族(被扶養者)の療養費支給申請であっても、被保険者ご自身がご記入ください。

被保険者が亡くなっている場合は、相続人の方が申請者としてご記入ください。

添付書類(※1)をご用意ください。(コピーと指定していないものは原本が必要です。)

■ 治療用装具を購入、装着したとき	● 領収書 装具の名称、種類および内訳別の費用額・義肢装具士の氏名(押印でも可)・オーダーメイドまたは既製品の別(既製品の場合は製品名・メーカー名)が記載された領収書 ● 医師が記入・証明した「意見および装具装着証明書」 ● 靴型装具の場合、療養費の支給申請を行う靴型装具の現物写真
■ 弾性着衣等を購入したとき	● 領収書 弾性着衣等の名称、種類および単価・購入枚数が記載された領収書 ● 医療機関等が発行した「弾性着衣等装着指示書」
■ 小児弱視等の治療用眼鏡やコンタクトレンズを購入したとき	● 領収書 眼鏡等の名称、種類等の費用額が記載された領収書 ● 医師の「眼鏡等作成指示書」のコピー ● 「眼鏡等作成指示書」に視力等の検査結果が明記されていない場合は、視力等の検査結果のコピー
■ スティーヴンス・ジョンソン症候群及び中毒性表皮壊死症の眼後遺症により輪部支持型角膜形状異常眼用コンタクトレンズを購入したとき	● 領収書 コンタクトレンズ等の名称、種類等の費用額が記載された領収書 ● 医師の「治療用コンタクトレンズの作成指示書」のコピー ● 「治療用コンタクトレンズの作成指示書」に傷病名が記載されていない場合は、傷病名が記載された処方箋等のコピー

▼上記の添付書類の他、以下のケースに該当する場合、追加で添付書類が必要です。

■ 請求する傷病の原因が工作中(業務上)または通勤途中によるものであって、労働(通勤)災害の給付を請求中の場合	● 労働基準監督署への照会に関する同意書(※2)
■ 傷病の原因が第三者の行為(交通事故やけんか等)によるものである場合	● 第三者行為による傷病届
■ 被保険者が亡くなられ、相続人の方が請求する場合	● 被保険者との続柄がわかる「戸籍謄本」等

※1) 給付金の支給決定後は、ご提出いただいた書類の返却はできません。

※2) 労働災害について、労災保険の給付の決定に時間を要するため、先に健康保険の給付決定をした場合、労災保険の給付決定後、支給された当該健康保険の給付については、返納していただくことになります。

次ページに記入例があります。➡

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧に記入ください。記入見本 01123456789アイウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスで埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。

1
記号・番号は、
①マイナポータル
②資格情報のお知らせ
③資格確認書
のいずれかでご確認ください。

2
被保険者の生年月日をご
記入ください。

3
家族（被扶養者）が治療
用装具等を作成・購入し
た場合でも、被保険者の
氏名をご記入ください。
被保険者の氏名（カタカ
ナ）もご記入ください。
なお、被保険者の氏名（カ
タカナ）は、振込手続き
時に使用します。

被保険者が亡くなられ
て、相続人の方が申請さ
れる場合は、申請される
方の氏名と氏名（カタカ
ナ）をご記入ください。
（住所も同様です。）

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具)

1 2 ページ

治

コルセットや弾性着衣、治療用眼鏡等を作成・購入し、費用の払い戻しを受ける場合にご使用ください。なお、記入方法および添付書類等については「記入の手引き」をご確認ください。

被保険者 (カタカナ)	記号(左づめ)	番号(左づめ)	生年月日
氏名	217	21	1 61 01 22
氏名	ケンコウ タロウ		
郵便番号 (ハイフン除く)	1050000		電話番号 (左づめハイフン除く)
住所		東京 港区 1-1 △△マンション101	

振込先指定口座	金融機関名称	支店名	口座番号
1	ゆうちょ 普通預金	〇〇〇〇	1234567

2 ページ目に続きます。 >>>

社会保険労務士の
提出代行者名記入欄

4
被保険者(申請者)名義の口座情報をご記入ください。
ゆうちょ銀行の口座を希望される場合は、従来の口座番
号(記号・番号(13桁))ではなく、振込専用の店名(漢数
字3文字)・口座番号をご記入ください。

振込先指定口座	金融機関名称	支店名	口座番号
1	ゆうちょ 普通預金	二三八	1234567

5
被保険者のマイナンバーは、**被保険者等 記号・番号が不明の場合のみ**ご記入ください。
なお、被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。本人確認書類貼付台紙に、
の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

身元確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する写真付き身分証明書のコピー

番号確認を行うための書類(いずれか1点)

- ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書

(※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。

6 装具作成対象者ごとに申請書を作成してください。

7 発症または負傷年月日が不明の場合は、以下の例を参照してご記入ください。
例) 令和4年4月頃に発症または負傷した場合

③ 発病または負傷年月日 2 1. 平成 04 年 04 月 00 日
2. 令和

令和4年頃に発症または負傷した場合

③ 発病または負傷年月日 2 1. 平成 04 年 00 月 00 日
2. 令和

8 仕事(通勤途中)の病気や負傷(ケガ)の場合

■労災保険からの給付が原則
仕事(通勤途中)の病気やケガについては、原則労災保険給付の対象となり、健康保険給付の対象外となります。

■健康保険からの給付が行われる場合
労災保険給付の対象とならない場合は、健康保険の給付対象となります。

ただし、装具作成対象者が法人の役員の場合については、健康保険の給付対象とならない場合があります。

8 仕事(業務上)、通勤途中の原因による病気やケガについては、原則労災保険給付の対象となります。

- ・労災保険給付を「3. 未請求」の場合は、労災保険給付にご請求ください。
- ・労災保険給付に該当するかどうかかわからない場合は、労働基準監督署にご相談ください。
- ・法人の役員であって、「健康保険からの給付が行われる場合」に該当する場合は、「負傷原因届」を添付してください。
- ・労災保険給付の請求と並行して療養費を請求する場合は「労働基準監督署への照会に関する同意書」を添付してください。
- ・労災保険給付の支給が決定した後、給付内容が重複した場合は、健康保険により給付した全額をご返納いただきます。

1 2 ページ

健康保険 被保険者 療養費 支給申請書(治療用装具)

被保険者氏名 健康 太郎

①-1 装具作成対象者	1 被保険者 2 家族(被扶養者)	1
①-2 装具作成対象者氏名(カタカナ)	6 ケンコウ タロウ 姓と名の間は1マス空けてご記入ください。漢字(「」)、半角点(「・」)は1字としてご記入ください。	
①-3 生年月日	1 昭和 61 年 01 月 22 日 2. 平成 3. 令和	
② 傷病名	右膝関節靱帯損傷	③ 7 2 1. 平成 04 年 07 月 11 日 2. 令和
④-1 傷病の原因	1 1. 仕事以外(業務外)での傷病 2. 仕事(業務上)での傷病 3. 通勤途中での傷病 1	
④-2 労働災害、通勤、通学に起因するものか	1. はい 2. 通勤中 3. 未請求 8	
⑤ 傷病の原因は第三者の行為(交通事故やケンカ等)によるものですか。	1. はい 2. いいえ 2	
⑥-1 診療を受けた医療機関等の名称	〇〇総合病院	
⑥-2 診療を受けた医療機関等の所在地	東京都〇〇区〇〇	
⑥-3 診療した医師等の氏名	〇〇 〇〇	
⑦ 装具等の装具(医師による装具)	9 令和 04 年 07 月 12 日	
⑧ 装具等購入日および金額	10 令和 04 年 07 月 12 日 25000 円(右づめ)	
⑨ 装具等装具管理(証明日)	11 令和 04 年 07 月 12 日	
⑩ 診療の内容	治療用装具の装具	
⑪ 療養費申請の理由	5 5. 治療用装具を作成したため	

(健康保険療養費支給申請書(治療用装具)記入の手引きを「添付」してください。)

2 / 2

9 治療用装具等の装着について指示を受けた日をご記入ください。
(例)
・弾性着衣の場合:「弾性着衣等装着指示書」に記載されている装着指示があった日
・小児弱視等にかかる眼鏡等の場合:「眼鏡等作成指示書」に記載されている作成指示があった日

10 領収書(領収明細書)に記載されている日付と金額をご記入ください。

11 治療用装具を装着した日をご記入ください。
(例)
「意見および装具装着証明書」に記載されている装具を装着した日
※「弾性着衣」および「小児弱視等にかかる眼鏡等」の場合は、ご記入の必要はありません。

療養費(治療用装具)の支給要件等

支給対象となる治療用装具等

治療用装具等が療養費の支給対象となるのは、次の場合などです。

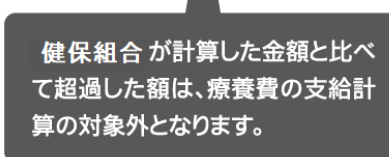
- 1 医師の指示により、コルセット、関節固定器、弾性着衣などの治療のため必要な装具を購入、装着した場合(治療用装具代を全額負担したとき)
- 2 9歳未満の小児が、小児弱視等の治療で眼鏡やコンタクトレンズを購入した場合(眼鏡代等を全額負担したとき)

☞治療用装具等を再作成する場合は、年齢や装着期間によって支給対象とならない場合があります。

支給額

申請書に添付された領収書等により、健保組合が障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額(実際に支払った額の方が低いときはその額)から、加入者が負担すべき額を差し引いた額を療養費として支給します。

実際に支払った額が、健保組合が障害者総合支援法等により定められた額に基づき計算した額を超えている場合は、健保組合が計算した額の範囲で療養費が支給されます。

実際に支払った額		
健保組合が障害者総合支援法等の基準で計算した額		
一部負担金等相当額	払い戻される額(療養費)	

申請期限

健康保険給付を受ける権利は、受けることができるようになった日の翌日(消滅時効の起算日)から2年で時効になります。

療養費(治療用装具)の消滅時効の起算日は、治療用装具等の購入費用を支払った日の翌日です。